



国自情第82号の2
平成30年7月18日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長



平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条に基づき、平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が公布施行されたことにより、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責及び同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための告示が別添2のとおり措置されているので、あわせて傘下会員に周知願いたい。